

入札（見積）参加資格審査申請書類の押印見直しについて

行政手続等における押印の見直しに伴い、新居浜市入札（見積）参加資格審査申請に係る提出書類の一部について、書類への押印を廃止、または省略できることとしましたのでお知らせします。

○押印（実印）を廃止した書類

手続名	書類の名称	申請の種類
入札参加資格 審査新規登録	消費税及び地方消費税の課税又は免税事業者届出書	建設工事（市内） 建設工事（市外） コンサル 物品・役務

○押印（実印）を省略できる書類

手続名	押印省略対象書類の名称	申請の種類
入札参加資格 審査新規登録	入札（見積）参加資格審査申請書 （※建設工事（市外業者）、測量建設コンサルタント等）	建設工事（市外） コンサル  ※建設工事（市内）及び 物品・役務は、引き続き 申請書に押印が必要で す。
入札参加資格 審査記載事項 変更届出	変更届出書	建設工事（市内） 建設工事（市外） コンサル 物品・役務

※押印を省略する場合は、申請書または届出書に担当者氏名・連絡先の記載が必要です。

※使用印鑑届・委任状・誓約書については、従前どおり押印が必要となります。

（印鑑証明書の提出も引き続き必要です。）

※申請書のうち、押印を省略できるのは「建設工事（市外）」及び「測量建設コンサルタント等」のみです。使用印鑑届の様式を兼ねている「建設工事（市内業者）」、及び使用印鑑届と委任状の様式を兼ねている「物品・役務」の入札（見積）参加資格審査申請書は、従前どおり実印の押印が必要となりますので、ご注意ください。

※申請書の提出後に、廃業やその他の理由により入札参加資格の全部を辞退する場合に提出する「辞退届出書」は、実印の押印が必要です。

※提出書類に押印しないことを強制するものではありません。押印がなされていても従前どおり受け付けます。

○適用日 令和6年10月10日以降に、新居浜市に提出される書類から適用します。